

青森県報

第四百七十号

令和四年
六月十日
(金曜日)

目次

告 示

- 青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五條第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の一部改正…(人事課) …一
- 青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十條の二第一項の知事が定める金額の一部改正…(同) …二
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定…(障害福祉課) …二
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の支援業務を行う事務所の所在地変更の届出…(建築住宅課) …二
- 出先機関
- 道路の位置の指定…(上北地域) …二

告 示

青森県告示第三百四十七号

平成四年四月二十七日青森県告示第三百八号(青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五條第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額)の一部を次のように改正する。

令和四年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、九四一円	一、二、九五七円
二十歳以上二十五歳未満	五、四三六円	一、二、九五七円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇四九円	一、三、九八五円
三十歳以上三十五歳未満	六、二七二円	一、六、六九六円
三十五歳以上四十歳未満	六、六九三円	一、九、六八九円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇四九円	二、一、五〇五円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇九六円	二、二、八九八円
五十歳以上五十五歳未満	六、九九四円	二、五、一八九円
五十五歳以上六十歳未満	六、五七〇円	二、五、三一九円
六十歳以上六十五歳未満	五、四七三円	二、一、〇二二円
六十五歳以上七十歳未満	三、九四〇円	一、六、一一七円
七十歳以上	三、九四〇円	一、二、九五七円

附 則

- この告示は、告示の日から施行する。
- 改正後の表の規定は、この告示の施行の日の属する月の翌月以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同月前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従

前の例による。

青森県告示第三百四十八号

平成八年五月十五日青森県告示第三百四十五号（青森県議会議員その他非常勤の職員
の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額）の一部を次
のように改正する。

令和四年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

表常時介護を要する状態の項中「七万三千九十円」を「七万五千二百九十円」に改
め、表随時介護を要する状態の項中「三万六千五百円」を「三万七千六百円」に改め
る。

附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の表の規定は、令和四年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用
し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

青森県告示第三百四十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定に
より、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五
の二十五第一号の規定により公示する。

令和四年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業所	指 定 年 月 日
名 称	名 称	所 在 地	
主たる事務所所在地	行 業		
株式会社 ヴァーベナ	児童発達 支援	ポコアポコ 緑ヶ丘	令和 四・六・一
弘前市大字和徳 一七八		弘前市大字緑ヶ 丘二丁目三の 二一階	

五所川原シ ステム合同 会社	五所川原市大 字盛山九四 の一	児童発達 支援	児童デイ サービスの 杜	五所川原市大 町一三〇	〃
五所川原シ ステム合同 会社	五所川原市大 字盛山九四 の一	放課後等 デイサー ビス	児童デイ サービスの 杜	五所川原市大 町一三〇	〃
株式会社相 坂屋	十和田市稲生 町一五の二	放課後等 デイサー ビス	放課後等 デイサー ビス	十和田市東十 一	〃

青森県告示第三百五十号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第
百十二号）第四十一条第二項の規定により、次のとおり住宅確保要配慮者居住支援法
人から支援業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第三項
の規定により公示する。

令和四年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	住 所	支 援 業 務 所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	社会福祉法人 晴会	三沢市大町二 丁目六の二七	三沢市大町二 丁目六の二七	令和 四・六・一五
変更後	社会福祉法人 晴会	三沢市大町二 丁目六の二七	三沢市東町四 丁目四の七	

出 先 機 関

上北地域県民局告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定によ
り、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六

年二月青森県規則第二十号第十七条の規定により公示する。
なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年六月十日

上北地域県民局長 石 橋 豊

三沢市古間本二丁目一七六の一	位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
		九五・二メートル	六・〇〇メートル	令和 四・六・二

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円